

「ベトナム Covid-19 感染防止の最近の動き」

中川 良一

Covid-19 の感染拡大防止のため、ベトナムの首相は 3 月 31 日に「全国規模の社会隔離」の指示を公布しました。この措置は 国内全ての自治体を対象としソーシャル・ディスタンスの一層の徹底化を図るもので、ベトナム版の「緊急事態宣言」とも言えます。ただし、日本の「緊急事態宣言」より強制力が強いものです。ベトナムの社会隔離措置は 4 月 1 日 0 時より 15 日間適用されると規定されましたが、4 月 16 日ベトナム政府は、4 月 22 日、場合によっては 30 日迄期間を延長すると新たな決定を発表しました。

＜首相指示の主な内容＞

- ・ 全国民は外出を控える（食料品・医薬品の調達、救急目的、必需品を生産、あるいは必需サービスを提供する企業・工場の勤務などの外出を除く）。
- ・ 公共の場に 3 人以上で集まることを禁止。外出の場合はマスク着用が義務付けられ、コミュニケーションが必要な場合は 2m 以上の距離を保つこと。
- ・ バスなどの公共交通手段のサービス停止、国際・国内航空便の大幅減便
- ・ 公的機関では、必需品の確保などを担当する一部の者を除き、職員全員に対し自宅勤務制度を適用（企業については、経営者の判断に委ねられますが、経営者が責任を持ち職場の感染対策に取り組まなければなりません）。

＜主要都市の対応状況＞

ハノイ市人民委員会は上記の首相指示に基づきハノイ市において、バス、タクシーなどの公共交通機関の運休、カラオケ、マッサージ、飲食店、娯楽施設等については 4 月 1 日より一時休業実施の指示を出しました。スーパーの食品売り場、市場、コンビニエンスストア、雑貨店、青果店、ホテル、医院、薬局、郵便局、銀行、ガソリンスタンドは継続営業可能です。

ホーチミン市においても同様の社会隔離措置が実施されています。また、ハイフォン市、クアンニン省、ダナン市等は自治体入境ゲートでの来訪者に対する検温、検疫を実施しています。

＜経済への影響＞

経済の面においては Covid-19 の世界的感

染拡大によりベトナムでもマイナスの影響が徐々に出ています。2020 年 1 月～3 月（第 1 四半期）のベトナムの国内総生産高（GDP）は前年同期比 3.82%増とプラスの伸びを維持できましたが、過去 11 年間で最低の伸び率となりました。産業別の伸び率では農林水産業 0.08%、工業・建設業 5.15%、サービス業 3.27%でいずれも前年同期比で低い伸び率でした。統計総局による 2020 年 1 月～3 月の経済指標速報によると、操業一時停止となった企業 18,600 社（前年同期比 26%増）、小売業の売上高 985.8 兆ドン（前年同期比 7.7%増）、ホテル・飲食業 126.2 兆ドン（前年同期比 9.6%減）、観光業 7.8 兆ドン（前年同期比 27.8%減）、外国人の入国者数 370 万人（前年同期比 18.1%減、特に 3 月の入国者数は 2 月に比べて 63.8%減）でした。

＜弱者へのベトナム支援策の概略＞

この危機を乗り越えるため首相は「企業支援及び社会安全確保のための緊急措置」を公表しました。職種や収入、減収などの状況によって、給付金（援助）25 万～180 万ベトナムドン／一人／月を最長期間を設けて支援されます。

※25 万ベトナムドン＝約 1,150 円

ベトナムは、2020 年 1 月末より新型コロナウイルス拡大防止対策を取ってきたおかげで、新感染者数はおさえられています。4 月 19 日現在ベトナムの感染者数 268 人（完治 203 人）。感染者の内訳は、ハノイが最も多く、次いでホーチミンとなっています。

今回の外出制限延長により、感染拡大防止がさらに進むことが期待されています。



【ハノイ グエンチーティン通り（社会隔離の初日 4 月 1 日 7:00）】

※4 月 22 日、一部の地域を対象に社会隔離措置の緩和が発表されました。入国制限措置は 4 月 30 日まで継続されます。